

2020 年 5 月 8 日
(公社) 日本軽種馬協会

関係各位

緊急事態宣言の発出に伴う出勤体制の変更について（延長）

政府による緊急事態宣言発出を受け、東京都より「外出自粛要請」が発せられたことに伴い、本協会本部勤務者の出勤体制を下記の通り変更しますのでお知らせいたします。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間

令和2年4月13日（月）～ 東京都の緊急事態宣言が解除されるまでの間

2. 出勤体制

原則として全職員在宅勤務

3. 緊急時の対応

上記期間中は、代表電話番号へのご連絡につきましては対応できません。

ご連絡は、ホームページの「お問い合わせ <https://jbba.jp/inquiry/>」よりお願いいたします。

以上